

認定個人情報保護団体

個人情報保護指針

個人情報の保護に関する法律

平成 29 年 5 月全面施行版対応

平成 29 年 4 月 1 日

一般社団法人

日本情報システム・ユーザー協会

目次

はじめに.....	6
I 目的及び定義等.....	7
1. 本指針の目的・構成・適用範囲.....	7
(1) 目的.....	7
(2) 本指針の構成.....	7
(3) 本指針の適用範囲.....	7
2. 用語の定義.....	8
(1) 「個人情報」(法第2条第1項 関係).....	8
(2) 「個人識別符号」(法第2条第2項 関係).....	8
(3) 「要配慮個人情報」(法第2条第3項 関係).....	11
(4) 「個人番号」(行政番号法第2条第5項).....	12
(5) 「特定個人情報」(行政番号法第2条第8項).....	12
(6) 「個人情報データベース等」(法第2条第4項 関係).....	13
(7) 「個人情報取扱事業者」(法第2条第5項 関係).....	14
(8) 「個人データ」(法第2条第6項 関係).....	15
(9) 「保有個人データ」(法第2条第7項 関係).....	15
(10) 「匿名加工情報」(法第2条第9項 関係).....	16
(11) 「匿名加工情報取扱事業者」(法第2条第10項 関係).....	17
II 対象事業者の義務.....	18
1. 個人情報の利用目的関係.....	18
(1) 利用目的の特定(法第15条第1項 関係).....	18
(2) 利用目的の変更(法第15条第2項、第18条3項 関係).....	18
(3) 利用目的による制限(法第16条第1項 関係).....	19
(4) 事業の承継(法第16条第2項 関係).....	19
(5) 利用目的による制限の例外(法第16条第3項 関係).....	20
2. 個人情報の取得.....	22
(1) 個人情報の適正取得(法第17条第1項 関係).....	22
(2) 要配慮個人情報の取得(法第17条第2項 関係).....	22
(3) 取得に際しての利用目的の通知等(法第18条第1項 関係).....	24
(4) 直接書面等による取得の場合(法第18条第2項 関係).....	24
(5) 利用目的の通知等をしなくて良い場合(法第18条第4項 関係).....	25
3. 個人データの管理.....	26
(1) データ内容の正確性の確保(法第19条 関係).....	26
(2) 安全管理措置(法第20条 関係).....	26
(3) 従業者の監督(法第21条 関係).....	27
(4) 委託先の監督(法第22条 関係).....	28
4. 個人データの第三者への提供.....	30

個人情報保護指針

(1) 第三者提供の制限の原則 (法第 23 条第 1 項 関係).....	30
(2) オプトアウトによる第三者提供(法第 23 条第 2 項～第 4 項)	31
(3) 第三者に該当しない場合(法第 23 条第 5 項 関係)	34
(4) 共同利用に係る事項の変更(法第 23 条第 6 項 関係)	37
(5) 外国にある第三者への提供の制限 (法第 24 条 関係).....	37
(6) 第三者提供に係る記録の作成等 (法第 25 条 関係)	39
(7) 第三者提供を受ける際の確認等 (法第 26 条 関係).....	41
5. 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等.....	44
(1) 保有個人データに関する事項の本人への通知 (法第 27 条第 1 項 関係).....	44
(2) 保有個人データの利用目的の通知(法第 27 条第 2 項、第 3 項関係)	45
(3) 保有個人データの開示(法第 28 条 関係)	46
(4) 保有個人データの訂正等(訂正、追加又は削除)の請求(法第 29 条 関係)	47
(5) 保有個人データの利用停止等(停止又は消去)(法第 30 条 関係).....	48
(6) 理由の説明(法第 31 条 関係)	50
(7) 開示等の請求等に応じる手続(法第 32 条 関係)	50
(8) 手数料 (法第 33 条 関係).....	52
(9) 裁判上の訴えの事前請求 (法第 34 条 関係).....	52
6. 対象事業者による苦情の処理	54
(1) 原則(法第 35 条第 1 項関係)	54
(2) 苦情処理のための体制整備(法第 35 条第 2 項 関係)	54
7. 匿名加工情報取扱事業者の義務.....	55
(1) 匿名加工情報の適正な加工 (法第 36 条第 1 項 関係).....	55
(2) 匿名加工情報の安全管理措置等(法第 36 条第 2 項、第 6 項、第 39 条)	56
(3) 匿名加工情報の作成時の公表(法第 36 条第 3 項、規則第 21 号関係)	57
(4) 匿名加工情報の第三者提供(法第 36 条第 4 項、第 37 条 関係)	58
(5) 識別行為の禁止(法第 36 条第 5 項、第 38 条 関係)	58
8. 個人情報保護指針の実効性確保のための措置	59
(1) 本協会(認定個人情報保護団体)の役割	59
(2) 対象事業者の指針運用・遵守状況の把握.....	59
(3) 個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合の対応	59
9. 指針の見直し.....	61
附 則.....	62

個人情報保護指針

【凡 例】

- 「改正法」：個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月9日法律第65号)
- 「法」：個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)
- 「政令」：個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年5月30日政令第507号)
- 「規則」：個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号)
- 「行政番号法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)
- 「平成27年委員会告示2号」：事業者における特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応について(平成27年個人情報保護委員会告示第2号)
- 「平成29年委員会告示1号」：個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)
- 「通則ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年11月個人情報保護委員会)
- 「確認記録義務ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成28年11月個人情報保護委員会)
- 「匿名加工情報ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年11月個人情報保護委員会)
- 「外国第三者提供ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国第三者提供編)(平成28年11月個人情報保護委員会)
- 「番号法ガイドライン(事業者)」：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成28年11月個人情報保護委員会)

【参考(関係者が参照すべきガイドライン等)】

- 「金融分野ガイドライン」：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年2月個人情報保護委員会・金融庁)
 - 「金融分野実務指針」：金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成29年2月個人情報保護委員会・金融庁)
 - 「信用分野ガイドライン」：信用分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年2月個人情報保護委員会・経済産業省)
 - 「債権管理回収業分野ガイドライン」：債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年2月個人情報保護委員会・法務省)
 - 「医療・介護関係事業者ガイダンス」：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)
 - 「健康保険組合等ガイダンス」：健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)
-

個人情報保護指針

- 「国民健康保険組合ガイダンス」：国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日 個人情報保護委員会・厚生労働省)
- ★「国民健康保険団体連合会等ガイダンス」：国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日 個人情報保護委員会・厚生労働省)
- ★「電気通信分野ガイドライン」：電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年4月18日 総務省)
- ★「放送分野ガイドライン」：放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年4月27日 総務省)
- ★「郵便分野ガイドライン」：郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年5月17日 総務省)
- ★「信書便分野ガイドライン」：信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年5月17日 総務省)
- ★「経済産業分野 個人遺伝情報ガイドライン」：経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(平成29年3月29日 経済産業省)

個人情報保護指針

はじめに

平成27年9月に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月9日法律第65号)が成立し、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)(以下、旧法という。)の全面施行から10年振りで改正(平成27年9月9日法律第65号)され、平成28年1月1日に、その一部(第5章 個人情報保護委員会)が施行され、平成29年5月30日に全面的に施行された。

これにより、欧州(EU データ保護指令(1998年に法執行))に遅れること約20年、我が国においても、“プライバシー・コミッショナー”(個人情報保護委員会委員長)が、民間部門における個人情報の適正な取扱いについて必要な指導・監督を、一元的に行うこととなった。

今後、個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会の指導、監督の下で個人情報を適切に取扱い、その取扱いに関する本人からの苦情に関しては、当事者として自ら対応しなければならない。しかし、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないという法の定めに対して、場合によっては当事者同士で解決が図れない事や本人と一定の距離を置いた対応が必要となる事も生じるであろう。

本協会は認定個人情報保護団体としての認定を受け、客観的な苦情処理を担う組織となることで、本人と対象事業者双方にとって有益となるよう機能を果たしていくことを決議した。

個人情報保護法第53条では、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「本指針」という。)を作成し公表することが求められている。

そこで、本協会としては「認定個人情報保護団体運営規程」に基づき「本指針」を定めた。また、個人情報保護法第53条では認定個人情報保護団体に対して、対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならないとされていることから、本協会においては、対象事業者が本指針を遵守しなければならないことを「Ⅱ 対象事業者の義務」として規定した。

I 目的及び定義等

1. 本指針の目的・構成・適用範囲

(1) 目的

本指針は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、最終改正平成28年5月27日法律第51号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年12月10日政令第507号、最終改正平成28年10月5日政令第324号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、平成28年10月28日一部変更)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、他編(平成28年11月個人情報保護委員会公表)を踏まえ、本協会の対象事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該対象事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として定めたものである。

(2) 本指針の構成

本指針は、以下の構成から成る。

- ①【本文】:法令の中から対象事業者が最低限遵守しなければならないものを列挙した。
- ②【参考】:法が委任した政令、規則について必要な範囲で具体的な条項を示した。
- ③【解説・運用指針等】:本文の解説と本協会の考え方を示した。
- ④【注釈】:以上の①から③のなかで、必要と思われる箇所について注釈を示した。

(3) 本指針の適用範囲

本指針は、本協会の正会員かつ本協会の認定個人情報団体業務の対象となることに同意した個人情報取扱事業者に適用する。

ただし、「7.匿名加工情報取扱事業者の義務」については、今後、個人情報保護委員会事務局による事務局レポート等も参考としたうえで本協会として自主ルールを追加して適用するものとする。

2. 用語の定義

(1)「個人情報」(法第2条第1項 関係)

【本文】

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

また、個人に関する情報に「個人識別符号」(次項(2)参照)が含まれるものも該当する。

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(平成28年11月 個人情報保護委員会公表。以下「ガイドライン」という。)(通則編)2-1 参照

【解説・運用指針等】

- 「生存する個人に関する情報」
死者の個人情報を保護の対象にしなかったのは、開示請求権等を行行使し得るのは生存者であるから、死者まで含める理由がないからである。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、当該生存する個人に関する情報に該当する。
- 「氏名、生年月日その他の記述等」
氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。「記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。
- 「個人識別符号」は、次項(2)参照。

(2)「個人識別符号」(法第2条第2項 関係)

【本文】

「個人識別符号」とは、次の各号について、政令で定めるものをいう。

1. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの
2. 個人に提供される役務の利用、若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

※ ガイドライン(通則編)2-2 参照

【参考】

政令・第1条(個人識別符号)関係

☞ 法第2条第2項の政令で定めるもの

<身体の特徴>(法2条2項1号)

- (1) 身体的特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして「個人情報保護委員会規則で定める基準」に適合するもの。

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

<個人に割り当てられる符号>(法第2条第2項第2号～第8号)

- (2) 旅券の番号
(3) 基礎年金番号
(4) 運転免許証の番号
(5) 住民票コード
(6) 個人番号
(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
イ 国民健康保険の被保険者証の記号、番号、及び保険者番号
ロ 後期高齢者医療制度の被保険者証の記号、番号、及び保険者番号
ハ 介護保険の被保険者証の記号、番号、及び保険者番号
(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則・法第2条関係

☞ 政令第1条第1号の「個人情報保護委員会規則で定める基準」

特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること。

規則・法第3条関係

☞ 政令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

- (1) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号(政令第1条第7号イ)
(2) 後期高齢者医療制度の被保険者証(政令第1条第7号ロ)の番号及び保険者番号、介護保険の被保険者証(政令第1条第7号ハ)の番号及び保険者番号

規則・法第 4 条関係

☞ 政令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号
その他の符号

- (1) 健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (2) 高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (3) 船員保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (4) 船員保険の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (5) 旅券(日本国政府発行を除く)の番号
- (6) 在留カードの番号
- (7) 私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号
- (8) 私立学校教職員共済の加入者被扶養者証の加入者番号
- (9) 私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号
- (10) 国民健康保険の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (11) 国家公務員共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (12) 国家公務員共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (13) 国家公務員共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 国家公務員共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (18) 地方公務員等共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (19) 雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (20) 特別永住者証明書の番号

【解説・運用指針等】

- 「個人識別符号」とは、特定の個人を識別できるものとして政令(施行令第 1 条)に定める文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。
- 個人識別符号の代表的なものとして、人間の身体的特徴を電子的に記録した「生体情報」が挙げられる。生体情報で特定個人を識別する方法としては、生体認証(バイオメトリックス(biometrics)認証)があり、その例としては、パーソナルコンピュータの起動時に本人確認を行う指紋認証や、銀行ATMで使用されている静脈認証がよく知られている。その他、極秘情報を取り扱う室内に入るための虹彩や網膜の認証システムや、国家レベル(法務省入国管理局)では、入国管理事務において、指紋と顔の特徴で特定個人を識別するシステムが、成田空港(第 3 ターミナルを除く)、羽田空港、中部国際空港、関西空港に導入されている。
- 個人番号(マイナンバー)、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号等も個人識別符号に該当する。
しかし、単に機器に付番された携帯電話の通信端末 ID 等は、特定の利用者等が識別できるように割り当てられたものではないことから、政令で列挙されておらず、個人識別符号には該当しない。

(3)「要配慮個人情報」(法第2条第3項 関係)

【本文】

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※ ガイドライン(通則編)2-3 参照

【参考】

政令・第2条 関係(要配慮個人情報)

☞ 法第2条第3項の政令で定める記述等

- (1) 個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む))があること。
- (2) 本人に対して医師等(医師その他医療に関連する職務に従事する者)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の健康診断等の結果。
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

規則・第5条 関係(要配慮個人情報)

☞ 政令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能障害があることを特定させる情報

- (1) 身体障害者福祉法 別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

【解説・運用指針等】

- 「EU 個人データ保護指令」・「EU 一般データ保護規則」に適合
英国等では、機微情報(sensitive information)として、また「EU 個人データ保護指令」や「EU 一般データ保護規則」でも特別範疇個人データ(special categories of personal data)として、その処理を禁じる旨の規定が置かれている。
平成27年の改正前の個人情報保護法は、個人情報の性質や利用方法、個人情報取扱事業者

の事業の内容による区別をすることなく、個人情報保護のミニマムスタンダードを定めたものであり、センシティブな個人情報については明文化していない。しかし、個人情報の性質に応じた厳格な規制を否定する趣旨でないことは、平成27年の改正前法の各省庁の個人情報保護ガイドライン、例えば、総務省:電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(第3条4号)や、金融庁:金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(第6条)で、センシティブ情報の取得を原則行わないことを規定していたことから明らかである。また、民間企業が独自かつ自主的に個人情報保護マネジメントシステムを定める場合に利用される JIS 規格(JIS Q 15001:2006)でも機微情報の取得、利用、提供の制限項目(3.4.2.3)を設けており、第三者認証を受けた企業はこれを遵守していると推測できる。

改正前法の下においても、全体としてはEU等と同等な運用がされていたものといえる。平成27年の改正法は、上記の個人情報保護に関するガイドライン、JIS Q 15001:2006、EU 個人データ保護指令等の規定を参考にして、社会的差別等の原因となる個人情報の不必要な取扱いを制限するために「要配慮個人情報」として明文化したものである。

(4)「個人番号」(行政番号法第2条第5項)

【本文】

「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

【解説・運用指針等】

- 個人番号は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号(12桁)である。

(5)「特定個人情報」(行政番号法第2条第8項)

【本文】

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

【解説・運用指針等】

- 個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。そこで、行政番号法においては、特定個人情報について、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。
- この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の3つに大別される。

(ア) 特定個人情報の利用制限

個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定(法第15条)した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている(法第16条)が、個人情報を利用することができる範囲については特段制限していない。

一方、行政番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障と税及び災害対策に関する特定の事務に限定している(行政番号法第9条)。

また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている(行政番号法第29条第3項、第32条)。さらに、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している(同法第28条)。

(イ) 特定個人情報の安全管理措置等

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して、個人データに関する安全管理措置を講ずることとし(法第20条)、従業者の監督義務及び委託先の監督義務を課している(法第21条、第22条)。

行政番号法においては、これらに加え、全ての事業者に対して、個人番号(生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。)について安全管理措置を講ずることとされている(行政番号法第12条)。

また、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託する場合には委託者による再委託の承諾を要件とする(行政番号法第10条)とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している(同法第11条)。

(ウ) 特定個人情報の提供制限等

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない(法第23条)。行政番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている(行政番号法第19条)。また、何人も、行政番号法上、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。)に対し、個人番号の提供を求めてはならない(同法第15条)。さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている(同法第20条)。なお、本人から個人番号の提供を受ける場合に本人確認を義務付けている(同法第16条)。

(6)「個人情報データベース等」(法第2条第4項 関係)

【本文】

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

※ガイドライン(通則編)2-4 参照

【参考】

政令・第3条 関係(個人情報データベース等)

☞ 政令の定めで除外されるもの

1. 法第2条第4項第1号の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
 - (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ又はできたものであること。
 - (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
2. 法第2条第4項第2号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

【解説・運用指針】

- 「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。
- ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するものは利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない。
 - (ア) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
 - (イ) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
 - (ウ) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

(7)「個人情報取扱事業者」(法第2条第5項 関係)

【本文】

- 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人等
 - (4) 地方独立行政法人

※ガイドライン(通則編)2-5 参照

【解説・運用指針等】

- 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法第59号)で定める独立行政法人等、及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。
- 「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

個人情報保護指針

- 個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。
- 法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

(8)「個人データ」(法第2条第6項 関係)

【本文】

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

※ガイドライン(通則編)2-6 参照

【解説・運用指針等】

- 「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。
- 法は、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」と、用語を使い分け、個人情報取扱事業者に課せられた義務もそれぞれ異なることに注意が必要である。
- 利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの(例:市販の電話帳・住宅地図等)を構成する個人情報は個人データに該当しない(法第2条第4項(個人情報データベース等)、政令第3条第1項 参照)。

(9)「保有個人データ」(法第2条第7項 関係)

【本文】

「保有個人データ」とは、対象事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

※ガイドライン(通則編)2-7 参照

【参考】

政令・第4条 関係(保有個人データから除外されるもの)

☞ 法第2条第7項の政令で定めるもの

- (1) 個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の

個人情報保護指針

公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

政令・第5条 関係(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)
法第2条第7項の政令で定める期間は、6か月とする。

【解説・運用指針等】

- 「保有個人データ」(※1)とは、対象事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て(以下「開示等」という。)に応じることができる権限を有する(※2)「個人データ」をいう。
- 個人データのうち、次の(ア)から(エ)、又は6か月以内に消去するものは「保有個人データ」ではない。
 - (ア) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
 - (イ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。
 - (ウ) 当該個人データの存否が明らかになることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。
 - (エ) 当該個人データの存否が明らかになることにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

【注釈】

(※1) 法は、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」、「要配慮個人情報」、「匿名加工情報」等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

(※2) 開示等の具体的な対応が必要となる場合等については法第28条(保有個人データの開示)以降を参照のこと。なお、個人データの取扱いについて、委託等により複数の個人情報取扱事業者が関わる場合には、契約等の実態によって、どの個人情報取扱事業者が開示等に応じる権限を有しているのかについて判断することとなる。

(10)「匿名加工情報」(法第2条第9項 関係)

【本文】

「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 個人識別符号以外の個人情報 ⇨ 法2条1項1号
個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 個人識別符号が含まれる個人情報 ⇨ 法2条1項2号
個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(個人識別符号を復元すること

のできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

※ガイドライン(通則編)2-8 参照

(11)「匿名加工情報取扱事業者」(法第2条第10項 関係)

【本文】

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものを事業の用に供している者をいう。

ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。

※ガイドライン(通則編)2-9 参照

【参考】

政令・第6条 関係(匿名加工情報データベース等)

☞ 第2条第10項の政令で定めるもの。

匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

II 対象事業者の義務

対象事業者は、個人情報の取扱いにあたり、法、基本方針、ガイドライン等及び本指針に示す以下の項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等の規定を遵守しなければならない。

また、事業の管理者の監督義務や業務委託に係る契約債務等を遵守しなければならない。

1. 個人情報の利用目的関係

(1) 利用目的の特定(法第15条第1項 関係)

【本文】

対象事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-1-1 参照

【解説・運用指針等】

- 利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある。
具体的には、本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定する必要がある。業種を明示することで、利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは「できる限り具体的に特定」したことにはならない。
- 本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態に即して事業内容を勘案し、顧客の種類ごとに利用目的を限定し、また、本人の選択によって利用目的の限定ができるようにする等、本人にとって利用目的がより明確になるようにすることが望ましい。
あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的にその旨を特定しなければならない。
- 対象事業者が雇用管理情報の利用目的を特定するに当たっても、雇用管理情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。個別具体的な利用目的を詳細に列挙する必要はなく、抽象的であっても雇用管理情報の取扱いが利用目的の達成に必要な範囲内か否かを実際に判断できる程度に明確化する必要がある。
また、雇用管理情報は要配慮個人情報を含むと共に、項目ごとに利用目的が異なることも想定されるため、可能な限り個人情報の項目ごとに利用目的を特定することが望ましい。

(2) 利用目的の変更(法第15条第2項、第18条3項 関係)

【本文】

対象事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。(法第15条第2項)

利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しな

なければならない。(法第 18 条第 3 項)

※ガイドライン(通則編)3-1-2 参照

【解説・運用指針等】

- 特定した利用目的は、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することは可能である。変更された利用目的は本人に通知するか、又は公表しなければならない。
法目的(法第1条)が、個人の権利利益のみを絶対的な権利とせず、「個人情報の有用性に配慮」していることから、利活用のための取得後における或る程度の「利用目的の変更」は可能という考えもある。
- 本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲とは、本人の主観や対象事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

(3) 利用目的による制限(法第 16 条第 1 項 関係)

【本文】

対象事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

※ガイドライン(通則編)3-1-3 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 同意を得るために個人情報を利用すること(メールの送付や電話をかけること等)は、当初の利用目的として記載されていない場合でも目的外利用には該当しない。
- 「本人の同意を得(る)」とは、本人の個人情報が、対象事業者によって示された取扱方法で取扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。(当該本人であることを確認できていることが前提。)
- 本人の同意を得るには、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果についても、未成年者、成年後見人、被保佐人、及び被補助人が判断能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

(4) 事業の承継(法第 16 条第 2 項 関係)

【本文】

対象事業者は、事業の承継(合併、分社化、事業譲渡等)に伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ、本人の同意を得ないで承継前における個人情報の利用目的の達成に必要な

範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

※ガイドライン(通則編)3-1-4 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者が、事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合に、対象事業者は、本人の同意を得ることなく、個人情報を利用することができる。事業の承継とは、合併、分社化、事業譲渡等により事業の承継を受ける場合をいう。なお、対象事業者は、承継前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で、利用目的を変更することは可能である(法第15条第2項、法第18条第3項)。
- 事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないが、その同意を得るために本人に電子メールや電話等の手段を用いて同意を得ることは、事業承継前の利用目的に記載されてなくとも目的外利用にはならない。

(5)利用目的による制限の例外(法第16条第3項 関係)

【本文】

前二項((3)、(4))は、以下の場合については適用されない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため(本人の同意を得ることが困難なとき)
- (3) 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進(本人の同意を得ることが困難なとき)
- (4) 国の機関、地方公共団体等への協力

※ガイドライン(通則編)3-1-5 参照

【解説・運用指針等】

- 利用目的による制限は、本人の権利利益の保護という法目的上の要請であるが、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合であっても、公益上の理由であれば、本人の同意を得ることは不要である。
- 公益上の理由で本人の同意が不要な場合
 - (ア) 法令に基づく場合(法16条第3項第1号関係)
 - (イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(※個人情報を目的外利用しなくても、他の方法により当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。)(法第16条第3項第2号関係)
 - (ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第16条第3項第3号関係)
公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、法第16条第1項又は第2項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。
 - (エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当

該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法第16条第3項第4号関係)
国の機関等(地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。)が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第16条第1項又は第2項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

2. 個人情報の取得

(1) 個人情報の適正取得(法第17条第1項 関係)

【本文】

対象事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

※ガイドライン(通則編)3-2-1 参照

【解説・運用指針等】

- 個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。
- 対象事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科され得る。

(2) 要配慮個人情報の取得(法第17条第2項 関係)

【本文】

対象事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、以下の場合は除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

※ガイドライン(通則編)3-2-2 参照

【参考】

規則・第6条関係

☞ 法第17条第2項第5号の個人情報保護委員会規則で定める者

- (1) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- (2) 外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者

政令・第7条関係

☞ 法第17条第2項第6号の政令で定める場合

- | |
|--|
| <p>(1) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</p> <p>(2) 法第23条第5項各号(①委託・②事業承継・③共同利用)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p> |
|--|

【解説・運用指針等】

- 要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならないが、次の(ア)から(キ)までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。
 - (ア) 法令に基づく場合(法第17条第2項第1号関係)
 - (イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第17条第2項第2号関係)
 - (ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第17条第2項第3号関係)
 - (エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法第17条第2項第4号関係)
 - (オ) 要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合(法第17条第2項第5号、規則第6条関係)
 - ①本人
 - ②国の機関
 - ③地方公共団体
 - ④放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)
 - ⑤著述を業として行う者
 - ⑥大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
 - ⑦宗教団体
 - ⑧政治団体
 - ⑨外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
 - ⑩外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者
 - (カ) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合(法第17条第2項第6号、政令第7条第1号関係)
 - (キ) 法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき(法第17条第2項第6号、施行令第7条第2号)
- 要配慮個人情報を、法第23条第5項各号(①委託、②事業承継、③共同利用)により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。
- 要配慮個人情報の第三者提供は、原則として本人の同意が必要である。
- オプトアウトによる第三者提供は認められていない。(法第23条第1項(第三者提供の制限の原則)および本指針「4.(1)第三者提供の制限の原則」、同第2項(オプトアウトによる第三者提供)および本指針「4.(2)第三者提供の制限の原則」参照)
- 対象事業者が、要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって本人の同意があったものと解される。

個人情報保護指針

- 対象事業者が、要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合は、提供元が本人から必要な同意を取得していることが前提となるため、提供を受けた対象事業者が、改めて本人から同意を得る必要はないものと解される。

(3) 取得に際しての利用目的の通知等(法第18条第1項 関係)

【本文】

対象事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表しなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-2-3 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましいが、公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならない。

(4) 直接書面等による取得の場合(法第18条第2項 関係)

【本文】

対象事業者は、契約書その他の書面(電磁的記録を含む。)に記載された本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示※しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

※ガイドライン(通則編)3-2-4 参照

【解説・運用指針等】

- 前(3)項では、個人情報を取得した場合は速やかに利用目的を通知または公表すれば良いとしていたが、個人情報を直接書面取得する場合は、あらかじめ、本人に利用目的を明示しなければならない事に注意を要す。
- 本項の例としては、対象事業者が契約書や懸賞応募はがき、アンケート調査票等の書面等による記載や、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合がある。
- 口頭により個人情報を取得する場合は、法第18条第1項に基づいてあらかじめ利用目的を公表するか取得後速やかにその利用目的を本人に通知するか又は公表しなければならない。
- 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

【注釈】

※「利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

(5) 利用目的の通知等をしなくて良い場合(法第18条第4項 関係)

【本文】

次の場合については、利用目的を通知等する義務はない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより対象事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

※ガイドライン(通則編)3-2-5参照

【解説・運用指針等】

- 次の(ア)～(エ)に掲げる場合については、利用目的の本人への通知、公表又は明示(以下、「利用目的の通知等」という。)が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。
 - (ア) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法第18条第4項第1号関係)
事例) 児童虐待等に対応するために、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関において、ネットワークを組んで対応する場合に、加害者である本人に対して当該本人の個人情報の利用目的を通知・公表することにより、虐待を悪化させたり、虐待への対応に支障等が生じたりするおそれがある場合
 - (イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合(法第18条第4項第2号関係)
事例) 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を、本人又は他の事業者等から取得したことが明らかになることにより当該情報を取得した企業に害が及ぶ場合
 - (ウ) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法第18条第4項第3号関係)
事例) 警察が、公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、被疑者の立ち回りが予想される対象事業者に限って提供した場合において、警察から当該個人情報を受け取った当該個人情報取扱事業者が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (エ) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(法第18条第4項第4号関係)
事例) 商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実にを行うためという利用目的であるような場合

3. 個人データの管理

(1) データ内容の正確性の確保(法第19条 関係)

【本文】

対象事業者は、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-3-1参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- なお、保有する個人データを一律に、又は常に最新化する必要はなくそれぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。
また、対象事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去(個人データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。)するよう努めなければならない。
- ただし、法令の定めにより保存期間等が定められている場合はこの限りではない。

(2) 安全管理措置(法第20条 関係)

【本文】

対象事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-3-2参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理、人的安全管理、物理的安全管理、技術的安全管理について、各々の措置を講じなければならない。
- その際、本人の個人データが漏えい、滅失、又はき損等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。
- 中小規模事業者(※)における緩和された特例的な安全管理措置
「ガイドライン(通則編) 8. 講ずべき安全管理措置の内容」において、中小規模事業者に対して、緩和された特例的な安全管理措置が許容されている。
中小規模に該当する対象事業者は、上記「講ずべき安全管理措置の内容」を参照して対応することで足りる。

【注釈】

※「中小規模事業者」に該当する場合は、従業員(中小企業基本法における従業員をいう。)の数が100人以下の事業者である。ただし、個人情報の数の合計が過去6か月以内のいずれかの日において5,000を超える者や、委託を受けて個人データを取り扱う者は除かれる。

【組織的安全管理措置】

- 組織内における、安全管理に対する規程や手順書の整備運用、実施状況の確認等について組織自体の管理体制を定める。

【人的安全管理措置】

- 従業員等との間で非開示契約を締結することや、個人情報の適切な取扱いについての教育、訓練といった個人情報を取り扱う従業員に対する意識の向上やルールの徹底を図る。

【物理的安全管理措置】

- 入退室管理、個人データの盗難防止措置等の設備面における措置を行う。

【技術的安全管理措置】

- 情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、システム監視等のソフト面における措置を図る。

(3) 従業員の監督 (法第21条 関係)

【本文】

対象事業者は、従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、個人データの安全管理が図られるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-3-3参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう当該従業員に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業員に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。
- 従業員とは、対象事業者の組織内にあつて直接間接を問わず事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

(4) 委託先の監督 (法第22条 関係)

【本文】

対象事業者は、個人データの全部又は一部を委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-3-4参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託(※1)する場合は、委託先において個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
具体的には、対象事業者は、法第20条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うものとする(※2)。
- その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、次の(ア)から(ウ)までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない(※3)。

(ア) 適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び通則ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、通則ガイドライン「講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

(イ) 委託契約の締結

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

(ウ) 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい(※4)。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【注釈】

(※1) 「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

(※2) 委託元が法第20条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第20条が求める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。

(※3) 委託先の選定や委託先における個人データ取扱状況の把握に当たっては、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法をとる必要があるが、例えば、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)により確認することが考えられる。

(※4) 委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断されるので、再委託をする場合は注意を要する。

4. 個人データの第三者への提供

(1) 第三者提供の制限の原則（法第23条第1項 関係）

【本文】

対象事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

※ガイドライン(通則編)3-4-1参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで個人データを提供してはならない(※2)(※3)。
- 本人から同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。
- あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。(法第15条第1項(利用目的の特定))

【注釈】

(※1) 「本人の同意」とは、本人の個人情報、対象事業者によって示された取扱方法で取扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

(※2) ブログやその他のSNSに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のSNSの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科され得る。

- 次の(ア)から(エ)までに掲げる場合については、第三者提供に当たって、本人の同意は不要である。

- (ア) 法令に基づいて個人データを提供する場合(法第23条第1項第1号関係)
法令には、法律、政令、省令、委員会規則、条例も含むが、訓令、通達等の国民の権利、義務に直接関わらない行政規則は含まない。
- (イ) 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(法第23条第1項第2号関係)
- (ウ) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(法第23条第1項第3号関係)
- (エ) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(法第23条第1項第4号関係)

(2) オプトアウトによる第三者提供(法第23条第2項～第4項)

① オプトアウトに関する原則(法第23条第2項 関係)

【本文】

対象事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて、本人が識別される個人データの第三者への提供の停止
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

※ガイドライン(通則編)3-4-2-1参照

【参考】

規則・第7条関係(第三者提供に係る事前の通知等)

- 1. 法第23条第2項又は第3項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が、当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - (2) 本人が法第23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 2. 法第23条第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織(個人情報保護委

- 員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法
- (2) 別記様式第1(※)による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出する方法
3. 代理人によって法第23条第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、別記様式第2(※)によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

※ 規則別記様式1および様式2 参照

規則・第8条 関係(外国にある対象事業者の代理人)

外国にある個人情報取扱事業者は、法第23条第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面(日本語による翻訳文を含む。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則・第10条 関係(第三者提供に係る対象事業者による公表)

個人情報取扱事業者は、法第23条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第2項に掲げる事項(同項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表するものとする。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5)
 - (ア) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (イ) 第三者に提供される個人データの項目
 - (ウ) 第三者への提供の方法
 - (エ) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
 - (オ) 本人の求めを受け付ける方法(※7)
- 対象事業者は、法第23条第2項(オプトアウトの原則)に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときはその内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表(※6)するものとする。なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第23条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるため、注意を要する。

【注釈】

(※1) オプトアウトによる第三者提供を行う際は上記の(ア)から(オ)までに掲げる事項をあらかじめ

め、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない(規則第7条第1項第1号)ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

(※2) 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない(規則第7条第1項第2号)。

(※3) 届出の方法は、個人情報保護委員会が定める方法によって行わなければならない(規則第7条第2項)。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を称する書面を提出しなければならない(規則第7条第3項)。

また、外国にある個人情報取扱事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(※4) 「本人の同意」については、法第16条第1項(利用目的による制限)の項を参照のこと。

(※5) 法第15条第1項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

(※6) 基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、個人情報取扱事業者の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること(不特定多数の人々が知ることができるよう発表すること)をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(※7) 「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先(事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。)が含まれる。

②オプトアウトに関する事項の変更(法第23条第3項 関係)

【本文】

対象事業者は、前項の、第三者に提供される個人データの項目(第2号)、提供の方法(第3号)、又は本人の求めを受け付ける方法(第5号)を変更する場合は、変更する内容を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

※ガイドライン(通則編)3-4-2-2参照

【参考】

規則・第 7条(第三者提供に係る事前の通知等)
規則・第 8条(外国にある個人情報取扱事業者の代理人)
規則・第10条(第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表)
※ 前 ①項(オプトアウトに関する原則) 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、法第23条第2項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、提供される個人データの項目、提供の方法又は第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法を変更する場合は、変更する内容について、変更に当たってあらかじめ(※1)、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない(※3)。
- なお、対象事業者は、法第23条第3項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表(※4)するものとする。

【注釈】

(※1) 「あらかじめ」の具体的な期間については、法第23条第2項(オプトアウトに関する原則)を参照。

(※2) 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。「本人が容易に知り得る状態」については、法第23条第2項(オプトアウトに関する原則)の項を参照。なお、次のような方法であれば、適切かつ合理的な方法と解される。

- ・変更内容を新旧対照表等により分かりやすく明示した書面で本人に通知する。
- ・対象事業者のホームページにおいて本人が分かりやすい場所に、変更する内容を新旧対照表等により分かりやすく明示する。

(※3) 届出の方法等については法第23条第2項(オプトアウトに関する原則)の項を参照。

(※4) 「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること(不特定多数の人々が知ることができるように発表すること)をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(3) 第三者に該当しない場合(法第 23 条第 5 項 関係)

【本文】

次の場合において、個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の

氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

※ガイドライン(通則編)3-4-3参照

【解説・運用指針等】

- 個人データの提供先が、①委託、②事業の承継、③共同利用の場合においては、当該提供先は別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係においては提供元と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しない。
- 以下の要件(①～③)を満たす場合には、対象事業者は、法第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意、又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

① 委託(法第23条第5項第1号関係)

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。なお、委託元には法第22条により委託先に対する監督責任が課される(法第22条(委託先の監督)参照)

② 事業の承継(法第23条第5項第1号関係)

合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

なお、事業の承継後も個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。(法第16条第2項(事業の承継)参照)

また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

③ 共同利用(法第23条第5項第3号関係)

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合(※1)であって、次の(i)から(v)までの情報(※2)を、提供に当たりあらかじめ本人に通知(※3)し、又は本人が容易に知り得る状態(※4)に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない(※5)。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

(i) 共同利用をする旨

(ii) 共同して利用される個人データの項目

(iii) 共同して利用する者の範囲

「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することで

ある。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

なお、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。

(iv) 利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は、本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

(v) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。

なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(法第19条(データ内容の正確性の確保等)参照)

【注釈】

(※1) 共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

(※2) 事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、上記(i)から(v)までの情報のほか、例えば、次の(ア)から(カ)までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

(ア) 共同利用者の要件(グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み)

(イ) 各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

(ウ) 共同利用する個人データの取扱いに関する事項

- ・個人データの漏えい等防止に関する事項
- ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
- ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

(エ) 共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

(オ) 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

(カ) 共同利用を終了する際の手続

(※3) 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(※4) 「本人が容易に知り得る状態」については、法第23条第2項～第4項(オプトアウトによる第三者提供)の項を参照のこと。

個人情報保護指針

(※5) 共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態により判断されるものであって共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

(4) 共同利用に係る事項の変更(法第23条第6項 関係)

【本文】

対象事業者は、前項第3号(共同利用)に規定する利用者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、あらかじめ、変更内容を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-4-3参照

【解説・運用指針等】

- 個人データを共同利用する場合において「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内(※1)で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知(※2)し、又は本人が容易に知り得る状態(※3)に置かなければならない。

【注釈】

(※1)「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」については、法第15条第2項(利用目的の変更)の項を参照のこと。

(※2)「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(※3)「本人が容易に知り得る状態」については、法第23条第2項～第4項(オプトアウトによる第三者提供)を参照のこと。

(※4)「事業の承継」については、法第16条第2項(事業の承継)の項を参照のこと。

(5) 外国にある第三者への提供の制限(法第24条 関係)

【本文】

対象事業者が、外国(本邦の域外にある国又は地域で、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。)にある第三者(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。)に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、以下の例外(前条第1項各号)を除く。

【例外】

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のため(本人の同意を得ることが困難であると

き。)

- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため(本人の同意を得ることが困難であるとき。)
- 四 国の機関・地方公共団体(委託を受けた者を含む)が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合(本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。)

※ガイドライン(外国にある第三者への提供編)2 参照

【参考】

規則・第11条 関係

☞ 法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準

規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供者を受ける者との間で、当該提供者を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること
- (2) 個人データの提供者を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

※ 外国にある第三者への提供の制限については「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」を参照。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、法第24条に従い、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。
 - ①第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)で定める国にある場合(※1)
 - ②第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - ③法第23条第1項各号に該当する場合(※2)

【注釈】

(※1) 現時点(平成29年5月30日)で、規則で定めている国はない。

(※2) 法第23条第1項(第三者提供の禁止の例外(①～④号))

(※3) この「法令」には外国の法令は含まれない。他の項目においても同様とする。

(※4) 例えば、海外の遠隔地で海外旅行保険の契約者に保険事故が発生し緊急の対応を要する際に、保険者が委託をしている現地のクレームエージェント(保険会社が海外で起きた事故について損害を調査したり、保険金の支払いなどの手続きを代行させるために委嘱する代理店)に情報提供を行う場合等が考えられる。

- 外国にある第三者に対する個人データの提供が、法第23条に規定する方法のいずれにより行われるかによって、法第24条の適用が決まる。

- (ア) 本人の同意に基づき提供する方法(法第23条第1項柱書)
 当該同意が法第24条の「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」に該当する場合には、外国にある第三者に提供することができる。他方、当該同意が同条の「同意」に該当しない場合には、上記①又は②に該当するときに、外国にある第三者に提供することができる。
- (イ) オプトアウトにより提供する方法(法第23条第2項)
 上記①又は②に該当する場合に、外国にある第三者に提供することができる。
- (ウ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って提供する方法(法第23条第5項各号)
 法第24条の「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」を得た場合、又は上記①又は②に該当する場合に、外国にある第三者に提供することができる。
- (エ) 法第23条第1項各号に掲げる場合により提供する方法
 法第24条の「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」を得ることなく、上記①又は②に該当しない場合においても外国にある第三者に提供することができる。

図:個人データを提供する方法と法第24条の適用関係提供の方法

法第24条 提供の方法	【外国にある第三者への提供認める旨の本人の同意】	【規則で定める基準に適合する体制を整備】	【規則で定められた国】
(1)本人の同意(法第23条第1項柱書)	I	I	I
(2)オプトアウト(法第23条第2項)	I (注)	I	I
(3)委託、事業承継、共同利用(法第23条第5項各号)	I	I	I
(4)法第23条第1項各号に掲げる場合(法第23条第1項各号)	II	II	II

【凡例】

I : 法第24条の該当の措置を講ずる必要がある。

II : 法第24条の該当の措置を講ずる必要はない。

(注) 法第23条第2項に基づくオプトアウトによる個人データの第三者提供は、本人の同意を得ないことを前提としているため、この項目は該当無しとなる。

- (6) 第三者提供に係る記録の作成等 (法第25条 関係)

【本文】

1. 対象事業者は、個人データを第三者(国、地方公共団体等を除く)に提供したときは、個

個人情報保護指針

個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人データを提供した年月日、第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2. 対象事業者は、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

※ガイドライン(通則編)3-4-5 参照

【参考】

規則・第12条 関係

1. 法第25条第1項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
2. 法第25条第1項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第23条第2項の規定による提供を除く。)したとき又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は一括して作成することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、法第23条第1項又は法第24条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第25条第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則・第13条 関係

1. 法第25条第1項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
 - (1) 法第23条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合、次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 当該個人データを提供した年月日
 - ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - (2) 法第23条第1項又は法第24条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
2. 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第25条第1項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第25条第1項の当該事項の記録を省略することがで

きる。

規則・第14条 関係

☞ 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間

次の各号に定める期間とする。

- (1) 第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前二号以外の場合 3年

【解説・運用指針等】

- 本規定は名簿屋対策が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮した規定になっている。
(ア) 記録事項として、第三者提供について本人同意がある場合は提供年月日の記録は不要
(イ) 記録の保存期間については、原則3年とするが本人に対する物品等の提供に関連して本人同意のもとで第三者提供した場合は1年。
(ウ) 本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等で代替可能。
(エ) 反復継続して提供する場合は包括的な記録で足りる。
- 第三者提供に係る記録の作成等についての詳細は、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」を参照。

(7) 第三者提供を受ける際の確認等 (法第 26 条 関係)

【本文】

1. 対象事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
ただし、個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(確認事項)
 - (1) 第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 第三者による個人データの取得の経緯
2. 前項の第三者は、対象事業者が同項の規定による確認を行う場合において、対象事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

※ガイドライン(通則編)3-4-6 参照

【参考】

規則・第15条 関係

1. 法第26条第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2. 法第26条第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
3. 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第26条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

【第三者提供を受ける際の記録の作成等(法第26条第3項・第4項関係)】

【本文】

- 対象事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人データの提供を受けた年月日、確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。(3項)
- 対象事業者は、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。(4項)

規則・第16条 関係

1. 法第26条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
2. 法第26条第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(法第23条第2項の規定による提供を除く。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第26条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則・第17条 関係(第三者提供を受ける際の記録事項)

1. 法第26条第3項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
 - (1) 個人情報取扱事業者から法第23条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合
次のイからホまでに掲げる事項
 - イ 個人データの提供を受けた年月日
 - ロ 法第26条第1項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目

- ホ 法第23条第4項の規定により公表されている旨
- (2) 個人情報取扱事業者から法第23条第1項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
- イ 法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨
- ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- (3) 第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から個人データの提供を受けた場合 第1号ロからニまでに掲げる事項
2. 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第26条第3項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第26条第3項の当該事項の記録を省略することができる。

- 規則・第18条 関係(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)
- ☞ 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間
- (1) 第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前二号以外の場合 3年

5. 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等

(1) 保有個人データに関する事項の本人への通知 (法第 27 条第 1 項 関係)

【本文】

対象事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について本人の知り得る状態に置かなければならない。

(本人の知り得る状態に置く事項)

- (1) 対象事業者の氏名又は名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。)
- (3) 次項の規定による求め又は次条第 1 項、第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に応じる手続(第 33 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
- (4) 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

※ガイドライン(通則編) 3-5-1 (1) 参照

【参考】

政令・第8条 関係

☞ 法第27条第1項第4号の政令で定めるもの

- (1) 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- (2) 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、保有個人データについて、次の①から④までの情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※1)に置かなければならない。
 - ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - ② 全ての保有個人データの利用目的(※2)(ただし、一定の場合(※3)を除く。)
 - ③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求(※4)に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額(定めた場合に限る。)(※5)
 - ④ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
(例) 苦情を受付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

【注釈】

(※1)「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」とはホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、普段から問合せ対応が多い事業者等において、ホームページへ継続的に掲載する方法は、「本人が容易に知り得る状態」(法第23条第2項(オプトアウトによる第三者提供)参照)及び「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」の両者の趣旨に合致する方法である。(ガイドライン(通則編)参照)

(※2)利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにしなければならない。

(※3)「一定の場合」とは法第18条第4項第1号から第3号までに掲げる次の場合をいう。

①利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(第1号)

②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合(第2号)

③国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(第3号)

(※4)「開示等の請求」とは保有個人データの開示(法第28条(保有個人データの開示)参照)、保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除(法第29条(保有個人データの訂正等)参照)、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止(法第30条(保有個人データの利用停止等)参照)の請求をいう。

(※5)手数料の額を定める場合は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、定めなければならない(法第33条(手数料)参照)。

(2) 保有個人データの利用目的の通知(法第27条第2項、第3項関係)

【本文】

(法第27条第2項)

- 対象事業者は、本人から、本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 法第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

(法第27条第3項)

- 対象事業者は、保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

※ガイドライン(通則編) 3-5-1 (2) 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、次の(ア)から(エ)までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しなければならない。なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。
 - (ア) 法第27条第1項の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかある場合

- (イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法第18条第4項第1号(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)
- (ウ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合(法第18条第4項第2号(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)
- (エ) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(法第18条第4項第3号(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)

(3) 保有個人データの開示(法第28条 関係)

【本文】

1. 本人は、対象事業者に対し、保有個人データの開示を請求することができる。
2. 対象事業者は、前項の請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により遅滞なく、保有個人データを開示しなければならない。
ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 対象事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
3. 対象事業者は、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
4. 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

※ガイドライン(通則編) 3-5-2 参照

【参考】

政令・第9条 関係(保有個人データを開示する方法)

法第28条第2項の政令で定める方法は、書面の交付による方法とする。

ただし、開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法とする。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法(※1))により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない(※2)。

個人情報保護指針

- ただし、開示することにより次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知(※3)しなければならない。
 - (ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
保有個人データを本人に開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。
 - (イ) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
保有個人データを本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。
 - (ウ) 他の法令に違反することとなる場合
保有個人データを本人に開示することにより、他の法令に違反することとなる場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

【注釈】

(※1) 「開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法」について、開示の方法としては、請求を行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能という意味である。また、開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合(電話での開示の請求があり、必要な本人確認等の後、そのまま電話で問合せに回答する場合を含む。)は、当該方法について同意があったものとして取り扱うことができる。開示の請求があった者からの同意の取り方として、個人情報取扱事業者が開示方法を提示して、その者が希望する複数の方法の中から当該事業者が選択することも考えられる。

(※2) 消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)を、可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

(※3) 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(4) 保有個人データの訂正等(訂正、追加又は削除)の請求(法第29条 関係)

【本文】

1. 本人は、対象事業者に対し、保有個人データの内容が事実でないときは、内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。
2. 対象事業者は、前項の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
ただし、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除く。
3. 対象事業者は、保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知し

なければならない。

※ガイドライン(通則編) 3-5-3 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除(※1) (以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として(※2)、訂正等を行わなければならない。
- なお、対象事業者は、法第 29 条第 2 項の規定に基づき、請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を本人に通知(※3)しなければならない。
- また、保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの訂正等を請求する場合と本条との関係については、法第 34 条(裁判上の訴えの事前請求)を参照のこと。

【注釈】

(※1) 「削除」とは、不要な情報を除くことをいう。

(※2) 利用目的からみて訂正等が必要ではない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

(※3) 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(5) 保有個人データの利用停止等(停止又は消去)(法第 30 条 関係)

【本文】

1. 本人は、対象事業者に対し、保有個人データが第 16 条に違反(目的外利用)して取り扱われているとき又は第 17 条に違反(不適正な取得)して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。
2. 対象事業者は、前項の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 本人は、対象事業者に対し、保有個人データが第 23 条第 1 項(本人の同意を得ない第三者提供)又は第 24 条の規定(外国にある第三者提供の制限)に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
4. 対象事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があること

が判明したときは、遅滞なく、第三者への提供を停止しなければならない。
ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5. 対象事業者は、第1項の保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項の保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

※ガイドライン(通則編) 3-5-4 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第16条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている、又は法第17条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(※1) (以下「利用停止等」という。)の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として(※2)、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。
- 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第23条第1項又は第24条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として(※3)、遅滞なく、第三者提供を停止しなければならない。
- なお、対象事業者は、上記により、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知(※4)しなければならない。
- また、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合と本条との関係については、法第34条(裁判上の訴えの事前請求)を参照のこと。
- なお、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましい。

【注釈】

(※1)「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。法第19条(データ内容の正確性の確保等)参照

(※2)例えば、保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより義務を果たしたことになり、必ずしも、求められた措置をそのまま実施する必要はない。

なお、手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。

(※3)手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はない。

(※4)「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(6) 理由の説明(法第31条 関係)

【本文】

対象事業者は、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

※ガイドライン(通則編) 3-5-5 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、又は保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止に関する請求(以下「開示等の請求等」という。)に係る措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知(※)する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。(※)「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(7) 開示等の請求等に応じる手続(法第32条 関係)

【本文】

1. 対象事業者は、開示等の請求等に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。
2. 対象事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。
この場合において、対象事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
3. 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
4. 対象事業者は、前三項の開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

※ガイドライン(通則編) 3-5-6 参照

【参考】

政令・第10条 関係

法第32条第1項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第14条第1項及び第21条第3項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式

- (3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 法第33条第1項の手数料の徴収方法

政令・第11条 関係

法第32条第3項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、開示等の請求等(※1)において、これを受け付ける方法として次の(ア)から(エ)までの事項を定めることができる(※2)。なお、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※3)に置いておかなければならない(法第27条(保有個人データに関する事項の公表等)参照)。
- なお、対象事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならないが、当該方法に従わなかった場合は、対象事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる(※4)。
また対象事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。
- なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。
 - (ア) 開示等の請求等の申出先
 - (例) 担当窓口名・係名、郵送先住所、受付電話番号、受付FAX番号、メールアドレス等
 - (イ) 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。)の様式、その他の開示等の請求等の受付方法
 - (例) 郵送、FAX、電子メールで受け付ける等
 - (ウ) 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人(①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人)であることの確認方法(※5)
 - (エ) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

【注釈】

(※1) 「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め(法第27条(保有個人データに関する事項の公表等)参照)、又は保有個人データの開示(法第28条(保有個人データの開示)参照)、訂正等(法第29条(保有個人データの訂正等)参照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止(法第30条(保有個人データの利用停止等)参照)の請求をいう。

(※2) 開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは

別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(※3) 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、法第27条(保有個人データに関する事項の公表等)を参照。

(※4) 開示等の請求等を受け付ける方法を定めない場合には、自由な申請を認めることとなるので注意が必要である。

(※5) 確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

(8) 手数料 (法第33条 関係)

【本文】

1. 対象事業者は、利用目的の通知を求められたとき又は開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
2. 対象事業者は、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

※ガイドライン(通則編) 3-5-7 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、保有個人データの利用目的の通知(法第27条第2項)を求められ、又は保有個人データの開示の請求(法第28条第1項)を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。
- 当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※)に置いておかなければならない(法第27条第1項第3号)。
- 手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(※) 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、法第27条(保有個人データに関する事項の公表等)を参照のこと。

(9) 裁判上の訴えの事前請求 (法第34条 関係)

【本文】

1. 本人は、請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。
2. 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
3. 前二項の規定は、第1項の請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

※ガイドライン(通則編) 3-5-8 参照

【解説・運用指針等】

- 自己が識別される保有個人データの開示(※1)、訂正等(※2)又は利用停止等(※3)若しくは第三者提供の停止(※4)の対象事業者に対する請求について裁判上の訴えを提起しようとするときは、あらかじめ裁判外において当該請求を対象事業者に対して行い、かつ、当該請求が当該対象事業者に到達した日から2週間を経過した後でなければ、当該訴えを提起することができない(※5)(※6)。
- ただし、対象事業者が当該裁判外の請求を拒んだとき(※7)は、2週間を経過する前に、当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができる。

【注釈】

(※1) 保有個人データの開示については、法第28条(保有個人データの開示)を参照のこと。

(※2) 保有個人データの訂正等とは、保有個人データの訂正、追加又は削除のことをいう。法第29条(保有個人データの訂正等)参照。

(※3) 保有個人データの利用停止等とは、保有個人データの利用の停止又は消去のことをいう。法第30条(保有個人データの利用停止等)参照。

(※4) 保有個人データの第三者提供の停止については、法第30条(保有個人データの利用停止等)を参照のこと。

(※5) 例えば、本人から対象事業者に対する保有個人データの開示請求が4月1日に到達した場合には、本人が当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができるのは、当該到達日から2週間が経過した日(4月16日)以降となる。

(※6) 自己が識別される保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供の停止について仮処分命令を申し立てるときも、同様に、あらかじめ個人情報取扱事業者に対し、これらの請求を行い、かつ、当該請求が当該個人情報取扱事業者に到達した日から2週間を経過した後でなければ、当該仮処分命令を申し立てることができない。

(※7) 「当該裁判外の請求を拒んだとき」とは、法第28条第3項、第29条第3項、及び第30条第5項に掲げる場合のほか、個人情報取扱事業者が当該請求を行った者に対して特に理由を説明することなく単に当該請求を拒む旨を通知した場合等も含まれる。

6. 対象事業者による苦情の処理

(1) 原則(法第 35 条第 1 項関係)

【本文】

対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

※ ガイドライン(通則編)3-6 参照

(2) 苦情処理のための体制整備(法第 35 条第 2 項 関係)

【本文】

対象事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

※ ガイドライン(通則編)3-6 参照

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たっては、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない(※1)。
- 対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出先に、対象事業者の苦情の申し出先及び本協会の名称及び苦情解決の申し出先を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※2)に置かなければならない(法第27条(保有個人データに関する事項の公表等)参照)

【注釈】

(※1) 消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには「個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。

(※2) 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、法第27条(保有個人データに関する事項の公表等)を参照のこと。

7. 匿名加工情報取扱事業者の義務

(1) 匿名加工情報の適正な加工 (法第 36 条第 1 項 関係)

【本文】

対象事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。(第 1 項)

※ガイドライン(匿名加工情報編) 3-2 参照

【参考】

規則・第19条 関係(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

法第36条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- (4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

① 特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則・第 19 条第 1 号 関係

対象事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

※ガイドライン(匿名加工情報編) 3-2-1 関係

② 個人識別符号の削除(規則第19条第2号)

規則・第19条第2号 関係

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

※ガイドライン(匿名加工情報編)3-2-2 参照

③ 情報を相互に連結する符号の削除(規則第19条第3号)

規則・第19条第3号 関係

個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

※ガイドライン(匿名加工情報編)3-2-3 参照

④ 特異な記述等の削除(規則第19条第4号)

規則・第19条第4号 関係

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

※ガイドライン(匿名加工情報編)3-2-4 参照

⑤ 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置(規則第19条第5号)

規則・第19条第5号 関係

前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

※ガイドライン(匿名加工情報編)3-2-5 参照

(2) 匿名加工情報の安全管理措置等(法第36条第2項、第6項、第39条)

① 加工方法等情報の安全管理措置(法第36条第2項 関係)

【本文】

対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

※ガイドライン(匿名加工情報編)3-3-1

【参考】

規則・第20条 関係 ⇨ 法第36条第2項の個人情報保護委員会規則で定める基準

- (1) 加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

② 匿名加工情報の安全管理措置(法第36条第6項、法第39条 関係)

【本文】

対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。(法第36条第6項)

【本文】

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。(法第39条)

※ガイドライン(匿名加工情報編) 3-3-2 参照

(3) 匿名加工情報の作成時の公表(法第36条第3項、規則第21号関係)

【本文】

対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

※ガイドライン(匿名加工情報編) 3-4 参照

【参考】

規則・第21条 関係(対象事業者による匿名加工情報の作成時における公表)

1. 法第36条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2. 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

(4) 匿名加工情報の第三者提供(法第 36 条第 4 項、第 37 条 関係)

【本文】

＜法第36条第4項＞

- 対象事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

＜法第37条＞

- 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

※ガイドライン(匿名加工情報編) 3-5 参照

【参考】

規則・第22条(対象事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

1. 法第36条第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2. 法第36条第4項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

規則・第23条 関係(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

1. 前条第1項の規定は、法第37条の規定による公表について準用する。
2. 前条第2項の規定は、法第37条の規定による明示について準用する。

(5) 識別行為の禁止(法第 36 条第 5 項、第 38 条 関係)

【本文】

＜法第36条第5項(他の情報との照合禁止) 関係＞

- 対象事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

＜法第 38 条(識別行為の禁止) 関係＞

- 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除され記述等若しくは個人識別符号若しくは第 36 条第1項の規定により行われた加工方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

※ガイドライン(匿名加工情報編) 3-6 参照

8. 個人情報保護指針の実効性確保のための措置

(1) 本協会(認定個人情報保護団体)の役割

- ① 本協会は本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めるものとする。(法第52条第1項)
- ② 本協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとする。(法第52条第2項)
- ③ 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がなくこれを拒むことはできない。(法第52条第3項)

(2) 対象事業者の指針運用・遵守状況の把握

本協会は、対象事業者による本指針の運用・遵守状況の確認を目的として、当該事業者から、以下について報告を求めることができ、対象事業者に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとることができる。

- (ア) 個人情報を適正に管理するための社内規程の策定状況
- (イ) 個人データ保護管理者等の設置状況
- (ウ) 安全管理体制の整備状況
- (エ) 個人情報に関する苦情・相談窓口の設置状況
- (オ) 個人情報の適正管理についての従業者教育の実施状況
- (カ) その他本指針の遵守状況確認の為に必要な事項

(3) 個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合の対応

- ① 対象事業者は、事故等が発覚した場合は、次の(ア)から(カ)の事項について必要な措置を講じ、その結果を速やかに本協会に報告しなければならない。
 - (ア) 対象事業者内部における報告及び被害の拡大防止
個人データ保護管理者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
 - (イ) 事実関係の調査及び原因の究明
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。
 - (ウ) 影響範囲の特定
上記(イ)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
 - (エ) 再発防止策の検討及び実施
上記(イ)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。
 - (オ) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

- (カ) 事実関係及び再発防止策等の公表
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、自社ホームページ等で速やかに公表する。
- ② 個人情報の漏洩等の事案が発覚した場合であっても、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合は報告を要しない。(ただし、前項各事項について必要な措置を講ずることを否定するものではない。)
- (ア) 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合
(イ) FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合
- ③ 上記にかかわらず、対象事業者は、事故の規模や二次被害発生の可能性などの状況により必要と判断される場合には、事故等の発覚後、本協会に対し、速やかに第一報を入れなければならない。

9. 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、個人情報保護に関する国民の認識の変化、技術の発展及び実務の状況、並びに個人情報の取扱いに係る事故等の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うことが必要である。従って、本指針策定後も随時関係者の意見を求めながら見直しに努めるものとする。

個人情報保護指針

附 則

この指針は、協会が個人情報の保護に関する法律第47 条第 1 項の認定を受けた日から施行する。

制定・改定日	改訂箇所・理由	施行日
平成 29 年4月1日	制 定	平成 30 年 10 月 1 日